

氏名(本籍)	稲葉佳奈子(東京都)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	博乙第2434号		
学位授与年月日	平成21年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	わが国における女子体育教師のアイデンティティ・ポリティクスに関する研究 -女子体育およびダンスとの関係をめぐって-		
主査	筑波大学教授	博士(教育学)	阿部生雄
副査	筑波大学教授	教育学博士	菊幸一
副査	筑波大学准教授	教育学博士	清水論
副査	筑波大学教授	博士(工学)	猿渡康文
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	田中統治

論文の内容の要旨

本研究の目的は、女子体育教師の組織である(財)日本女子体育連盟を主な分析対象として関係者の言説を取り上げ、かれらの言説実践が学校体育をめぐる制度、女子体育論、女子体育教師論とどのようにかかわり、どのような限界を示すことになったのかについて、ポスト構造主義フェミニズム論の立場から明らかにしようとするものである。そこで本研究では、女子体育教師のアイデンティティ・ポリティクスが、「男/女」二項対立における「女」であることに起因する「女子体育教師」というアイデンティティおよびそれにもとづく組織化によって成り立っていることに着目し、それを「女子体育」という領域の確保に対するかれらの志向性や、ダンスをめぐる言説を通じた自己表象による、体育におけるポリティカルな主体としての「わたしたち」の立ち上げに向かう身振りとして分析している。

第1章「先行研究の検討」では、体育・スポーツとジェンダー研究がリベラル・フェミニズム論による男女の制度的、量的平等性を目指してきたこれまでの啓蒙主義的限界性を指摘しつつ、これを克服するためにラディカル・フェミニズム論によって既存の制度それ自体が男性中心主義であることの実態と問題点を深く認識するようになった傾向を明らかにした。

これを受けて第2章「本研究の分析枠組み」では、後者の問題意識を共有しながらも、ラディカル・フェミニズム論で単純に批判される女性だけの体育組織である連盟の「女」性としてのアイデンティティを強調する表象の政治が、むしろわが国の女子体育を振興するためのアイデンティティ・ポリティクスとしてどのような意味や価値、あるいは限界をもっていたのかを明らかにすることで、体育・スポーツにおける「フェミニズムの困難」に対する認識を深めるような議論(ポスト構造主義フェミニズム論)が展開されると指摘する。

以上のような分析の枠組みに基づき、第3章「『女子体育教師』という主体の形成」では、体操科および保健体育科教員の養成課程や資格取得をめぐる法制度の変遷について、先行研究が提示するデータに加えて文部省作成の資料をもとに概観し、さらに女子体育教師の組織としての日本女子体育連盟の設立過程と、体

育専門誌における女子体育教師論を参照しながら考察を進めた結果、「女子体育教師」という主体が制度的にどのように立ち上げられ、連盟という組織に結びついていったのが明らかにされた。次に、第4章「女子体育教師にとっての『女子体育』」では、第3章でみた連盟の組織化とダンスとのつながりへの強化が、逆に女子体育教師にとってどのように「女子体育」という表象の政治（アイデンティティ・ポリティクス）の功罪を生み出すことになったのかについて、男子体育教師の女子体育への参入を正当化する論理を例にして展開されている。そして、第5章「ダンスによる自己表象のポリティクス」では、そのような経緯を踏まえながらもなお連盟がなぜダンス（とくに創作ダンス）に特化する形で自己表象のポリティクスを展開せざるをえなかったのかについて、これを女子体育教師のアイデンティティ・ポリティクスの特徴としてとらえるとともに、またそれが1980年代以降の学習指導要領によって脱周縁化することにより逆に自己表象のポリティクスと「女」という政治的主体とのズレを生み出し、その政治性を後退させてしまうようになっていることが述べられている。

結章では、連盟を通じた女子体育教師のアイデンティティ・ポリティクスの困難性（体育・スポーツにおけるフェミニズムの困難）を指摘しつつ、それでもなお現実に対するそのようなアイデンティティ・ポリティクスがもつ表象の不安定さのなかに承認のパワーを発揮し続けていくことの意義を明らかにしている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、従来のフェミニズム論に基づく体育・スポーツとジェンダー研究の可能性と限界を明らかにしつつ、これまでこの観点からあまり議論されることのなかった女子体育連盟を中心とする女子体育振興における意義と限界をポスト構造主義フェミニズム論から「体育・スポーツにおけるフェミニズムの困難」として明らかにした点で評価された。また、このような視点からの実証分析はその緒についたばかりであり、その意味では本研究がこの分野における新たな仮説を設定したという点でも意義深いものがある。今後は言説分析の可能性と限界への認識をふまえつつ、教師界や体育界と「女」との複雑な関係のネットワークをいっそう明らかにしていくことが期待された。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。